

【文書名】

○香川県警察 110 番映像通報システム運用管理要領の改正について

(令和 5 年 3 月 23 日付け香通指第 56 号)

【概要】

110 番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン又はタブレット端末を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な映像又は画像の送信を求めるシステムの使用に関し、必要な事項を定めることにより、本システムの効率的かつ適正な運用管理を図ることを目的とするものである。